

令和 9 年 度

青森県立青森第一高等養護学校

入 学 者 募 集 要 項

青森県立青森第一高等養護学校

【本 校】〒038-0057

青森市大字西田沢字浜田368番地

(TEL) 017-788-0571

(FAX) 017-788-0539

【石江分教室】〒038-0003

青森市大字石江字江渡101番地1

(TEL) 017-781-1068

(FAX) 017-781-1071

(青森県立青森第一養護学校内)

1 募集人員 28 名

2 出願資格

本校に出願することができる者は、肢体不自由者、知的障がい者で、次に掲げる者とする。

- (1) 令和9年3月に特別支援学校の中学部、中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む。）又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

3 出願の制限

出願は、1人、1校1学科に限る。本校に出願した者は、県立高等学校に出願できない。

ただし、県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、本校知的障がい教育部に出願することができる。

4 出願の手続

(1) 出願方法

出願は、青森県立学校WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）における手続及び書類の提出による。

(2) 志願者による出願情報等の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」を受領した日から令和9年1月13日(水)12時までに、次に示す出願に必要な手続を行うとともに、在学(出身)中学校長による承認を得ること。

ア 「志願者マイページ案内」の受領

志願者は、在学(出身)中学校長から、WEB出願システムにログインするための「志願者マイページ案内」を受領する。

イ 志願者情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」からWEB出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者住所、保護者情報、必要事項を登録する。

ウ 出願情報の登録

志願者は、WEB出願システムに、志望する教育部を登録する。肢体不自由教育部を志望する者は、学習の場として「本校」又は「分教室」のいずれかを選択し、登録する。また、以下の必要書類の画像データ又はPDFファイルを登録する。

(ア) 肢体不自由教育部に出願する者

身体障害者手帳の写し又は医師による肢体不自由者であることの証明書

(イ) 知的障がい教育部に出願する者

愛護手帳（療育手帳）の写し又は医師による知的障がい者であることの証明書

エ 出願情報等の提出

志願者は、WEB出願システムにより、在学（出身）中学校長に出願情報等を提出する。

(3) 在学（出身）中学校長による登録及び承認等

在学（出身）中学校長は、令和8年12月1日（火）から令和9年1月13日（水）16時までに、次に示す調査書情報（以下「調査書」という。）等の登録及び承認等の手続を行うこと。

ア 調査書（特様式第1号）の登録

在学（出身）中学校長は、志願者の調査書をWEB出願システムに登録する。

イ 出願情報等の確認及び承認

在学（出身）中学校長は、志願者が登録した志願者情報及び出願情報に誤りがないことを確認した上で、**5 出願の受付及び受検票等の交付**に定める受付期間内に、WEB出願システムにより承認及び報告処理を行う。この報告処理により、本校への出願となる。

ウ 県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の産業科に出願する者のうち、合格しなかった場合に、本校への出願を希望する者については、WEB出願システムにより事前に登録した出願情報を令和9年2月8日（月）から令和9年2月15日（月）までに、承認及び報告処理を行うこと。

(4) その他

2 出願資格(3)に該当する者の出願は、**4 出願の手続**(1)及び(2)に準ずるが、事前に青森県教育委員会が手続を行う必要があるため、**5 出願の受付及び受検票等の交付**に定める出願の受付期間の開始2週間前までを目途に、青森県教育委員会に問い合わせること。

なお、出願に必要な書類は次のとおりとし、WEB出願システムに書類の画像データ又はPDFファイルを登録すること。

ア 入学出願資格に関する証明書

イ 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書

ウ 健康診断書（令和8年4月1日以降に検査を受けたもの。）

5 出願の受付及び受検票等の交付

- (1) 出願の受付期間は、令和9年1月6日（水）9時から令和9年1月13日（水）16時までとする。
- (2) WEB出願システムにより、受検票及び受検に係る連絡事項を在学（出身）中学校長に交付する。

6 県外に住所を有する者の出願手続

県外に住所を有する者が出願する場合は、高等部出願承認申請書（特様式第2号）を青森県教育委員会に提出し、承認を得なければならない。承認を得られない者の出願は受理しない。

7 面接及び面談の実施日時等

全ての出願者に対し面接を行い、その保護者に面談を行う。

(1) 日 時

令和9年2月24日（水） 午前9時30分～

(2) 検査場

ア 本校を選択した肢体不自由教育部の志願者及び知的障がい教育部に出願した志願者
県立青森第一高等養護学校

住 所 青森市大字西田沢字浜田368番地

電 話 017 (788) 0571

F A X 017 (788) 0539

イ 分教室を選択した肢体不自由教育部の志願者

県立青森第一高等養護学校石江分教室（県立青森第一養護学校内）

住 所 青森市大字石江字江渡101番地 1

電 話 017 (781) 1068

F A X 017 (781) 1071

(3) 日 程

9 : 00 ～ 9 : 30 受 付

9 : 30 ～ 9 : 50 オリエンテーション（日程説明等）

9 : 50 ～ 10 : 00 休 憩・移 動

10 : 00 ～ 11 : 30(予定) 面 接・面 談

(4) 携行品

・受検票 ・上履き

(5) その他

出願者が何らかの理由により、受検できなくなったり、受付時間に遅れたりする場合には、在学（出身）中学校長に連絡する。在学（出身）中学校長は、速やかにその旨を本校校長に報告する。

8 選抜の方法

- (1) 調査書及び面接の結果に基づき公正かつ総合的に判定する。
- (2) 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、面接の全部又は一部を受けることができなかった者については、校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

9 選抜結果の通知

(1) 日 時

令和9年3月3日（水） 9時

(2) 方 法

WEB出願システムにより、出願者及び在学（出身）中学校長に選抜結果を通知する。

(3) その他

在学（出身）中学校長は、入学辞退が生じた場合、速やかに本校校長に電話で連絡するとともに、辞退理由等を記した文書を郵送又は持参により提出すること。

10 入学説明会

合格者及びその保護者に対し、学習状況の確認、履修する教育課程の確認、入学手続等に関する説明会を行う。

- (1) 本校を選択した肢体不自由教育部及び知的障がい教育部の合格者及びその保護者

ア 日 時 令和9年3月9日（火）14時30分から

イ 会 場 県立青森第一高等養護学校

住所 青森市大字西田沢字浜田368番地

ウ 日 程 詳細については、WEB出願システム及び郵送にて、在学（出身）中学校長を経て通知する。

- (2) 分教室を選択した肢体不自由教育部の合格者及びその保護者

ア 日 時 令和9年3月10日（水）14時30分から

イ 会 場 県立青森第一高等養護学校石江分教室（県立青森第一養護学校内）

住所 青森市大字石江字江渡101番地1

ウ 日 程 詳細については、WEB出願システム及び郵送にて、在学（出身）中学校長を経て通知する。

11 その他

- (1) 本校は、出願を希望する者に対し、出願前に個別の入学相談を実施する。対象は出願者及びその保護者とする。

- (2) 受検に当たって、特に配慮する必要のあるものについては、調査書「障がいの状態及び健康等に関する特記すべき事項」の欄に、配慮してほしい事項とその理由を記入する。また、配慮事項について、あらかじめ出願者の在学（出身）中学校長が、本校校長へ直接その事情を連絡するものとする。